

医療機関 代表者 様

大阪府健康医療部保健医療室長

施設整備促進支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について（依頼）

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力をいただき、お礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局地域医療計画課より同事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出依頼がありました。

つきましては、別添1の事業概要等に基づき事業募集を行いますので、活用の意向がある場合は、下記のとおり大阪府行政オンラインシステムによる手続きをお願いします。

記

1 事業対象者

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備(※)に係る契約を締結している又は締結する見込みのある医療機関であって、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修に着工している医療機関

※ 別添3の一覧参照、事業対象者に該当するかは、各問合せ先に御確認ください。

- (2) 期限までに大阪府行政オンラインシステムより「事業計画」の内容を入力、送信した医療機関

2 手続きに必要な内容

別添2「事業計画」※エクセルシートは参考様式のため提出は不要です。

3 手続き方法

大阪府行政オンラインシステムより事業計画の内容を入力し、送信してください。

(手続き名：令和8年度施設整備促進支援事業)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/1d0cdae-d-389f-45b1-948b-d61ae82f2005/start>

※操作方法のご質問はヘルプデスク 06-6910-8001 までご連絡ください



4 提出期限

令和8年3月31日(火) 17時 ※期限を過ぎての提出や変更はできません。

5 その他

- (1) 事業内容は、当課の下記ホームページを参照

「令和8年度施設整備促進支援事業」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/ijil/homepage/shisetuseibisokushinn.html>

- (2) 留意事項

- ① 調査結果については、国から都道府県へ配分される予算額の検討に使用されます。ただし、国予算に限りがあるため、支給申請額が必ず給付されることを約束するものではありません。 今後は、この調査結果を踏まえて厚生労働省から府に示される内示を受けた後、府として、事業計画を提出いただいた医療機関へ内示内容をお知らせする予定です。その後、内示を受けた医療機関から正式な申請を受け付けます。
- ② ホームページに掲載の要綱等は、令和7年度の要綱のため、今後、国において、当該要綱が改廃された場合は、大阪府においても同様に改廃することとなります。
- ③ 国の要綱に記載されていない事項は、現時点でお答えできない状況であり、国に確認する必要があるため、回答には期間を要する可能性があります。

【連絡先】 大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課 医事グループ

TEL : 06-6944-9170 ※各事業に関するお問合せは別添3の一覧を参照ください。